

錯する。Katastrophe を知らぬ、Entwicklungsprozess に基く單位であると云ふことにならう。Wiese は斯く圖式化を攻撃する。然し勿論精神史は政治史ではないから、精神史に於ける時間と事實とは相對的な制約力を持つに過ぎない、精神史はその性格上、形而上學的意味付と圖式化を相對的に必要とする。それ故に Wiese の攻撃も、現代精神史の傾向の行き盡す處を豫想した上での議論であらう。云はゞ、時局的な議論だといふ事になりはすまいか。その故に論旨よりも寧ろ動機を尊重し度いのである。(武藤醇吉)

○ Wilhelm Hoffmann, Rom und die griechische Welt im 4. Jahrhundert.

(Philologus, Supplementband XVII. Heft 1)

ローマ文化の發展がエトルスキ及び希臘人の寄與によること大なるは常にいはれることである。エトルスキ的イタリキ的文化社會の成立に就いてはコルネマン、ジグワルト、ローゼンベルヒ、ライファア等が續々新研究を發表し、史料批判の上に否定されて行く古代ローマ傳承

から離れて古代ローマ史の再建につとめてゐる。右の社會を承けつゝ希臘的ローマ的文化社會が凡そ何時頃より初るかは興味ある問題である。考古學上ではローマを中心としたイタリキが、エトルスキの手を通じて既に前八世紀に、希臘的なるものに接するとされる。併しそれはエトルスキ文化が希臘的なるものを包攝してゐるといふ意味に於てである。希臘的なるものを分析除外して當時のエトルスキ文化を考へることは不可能である。考古學的に溯られるローマと希臘文化との關係は隨てローマとエトルスキ文化との交渉として理解すべきものである。ローマが直接に、希臘文化を希臘文化として接するのは何時か。前五世紀には希臘關係は未だ存在しないとはローマ史の常識である。併し資料不足の爲に、適確にこれを根據つけた者を見ない。著者は第一 Roms Politik und die Griechen に、第一、第二カルタゴ條約を分析批判して、前五世紀より四世紀前半迄とそれ以後のローマの對外的意圖に相違あるを主張してゐる。即ち前期にはローマの關心は常に直接の周圍に向けられ、後期に對外的擴大の

意圖を示してゐる。かゝるローマのEinstellungより前五世紀には、希臘世界との無關係を立證せんとしてゐる。

これは一つの新しい試で、尙傍證的價値を有するのみと考へられるのであるが事象を觀念的形態に還元すること
が許される限り、著者の研究も許されるであらう。

ついで著者は前四世紀のローマと希臘風世界との政治的關係を論じ、第二篇 Wandlungen im Kultus に於て、前四世紀初頭に始められた Lectionium を詳論して、神の表象、祭祀の形式が希臘的なるものに變化せるを結論し、第三篇 Eindruck der römischen Entwicklung im 4. Jahrhundert auf die Griechen um 300 には希臘人がその神話傳説の中にローマ世界を秩序づけ初めたことを論じてゐる。第一篇後半以後は特に注目すべき新説あるを見ない。

中世と關聯しつつ、而もそれと對立するやうな世界、現在の立場から考へられる古代は希臘的ローマ的世界である。それに年代的に溯及的に連續する文化世界の歴史は右の如き古代を自らの秩序の中にもつ世界史とは永遠の

距離をはさんでゐるやうに考へられる。年代的には前後の關係はあるが、文化的には全く異つたエベーンネの上に立つて並立してゐると考へられないだらうか。ローマの歴史は考古學的には前十五六世紀以上に溯られる。併し古代の秩序の中に考へられるローマが何時から始るとするかはローマ史の問題のみでなく世界史の秩序を反省する者の問題であらう。

政治、宗教、思想の諸點に就いて初期の希臘ローマ關係を追及した本書を、右の如き觀點よりみる時、一の解決を與へたものとして注目されるのである。

○羅馬法制史概説

戸倉 廣著

ローマ法は古代ローマ人の唯一の獨創的文化であると屢々云はれる。古代ローマ史研究の上にローマ法の發展が特に注目されるのは、併し乍ら、それが唯一の獨創的、文化なるが爲ではない。ローマ法制史家モリッツ・フォイクト氏は、ローマ法は、ローマ人の精神的所産であり世界觀内至人生觀であると言つてゐる。ローマ法が古代ローマ史の上に特殊の地位を占める所以は、隨つて、そ

れに於てローマ文化發展が最もよく具體化されてゐるためであると言はれねばならない。

ローマ法の正確なる理解は無論法規の正しい歴史的解釋を要する。併し無數の法規の詳悉と發展の大綱とを同時に把握することは容易でない。否詳悉は屢々全體への關聯を忘れしめる。史學の窺局目標は全體的理解である。著者は本論三篇中第一篇市民法時代の羅馬法、第二篇世界法時代の羅馬法に於て、王政時代から東ローマ帝國の滅亡迄のローマ法發展の大綱を敘述した。より詳しい研究の前提的基礎を與へたものといへる。

ローマ法が世界史に對して有つ一つの重要な意義は、それが近代諸國の法律生成の源泉となつてゐることである。「一般法制史、殊に西洋法制史の大體をも描寫し、以て現代法の立脚點を明らかにせん」とする著者には、或はこの方が重要視されたのではなからうか。第三篇主要各國法と羅馬法には第一篇と第二篇との合計紙數と殆んど同じスペースが與へられてゐる。伊、佛、英、米、獨等の近代歐洲主要國の法制と羅馬法との聯絡、主要法學

者に見られる羅馬法の精神が跡づけられ、更に日本法律と羅馬法、國際法と羅馬法に迄言及されてゐる。本書は云はゞローマ法との關聯に於てみられた世界史である。著者が京大卒業後數年を出でずして本書を著し、學界に貢獻せらるゝに對して深く敬意を表する次第である。

(巖松堂書店、參園二十錢、菊版三八五頁)(以上井上)